九号に掲げる養殖業ごとに疾病による死亡の全部を、又は次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

養殖業の種類	疾病
小割り式一年魚はまち養殖業（令第十九条第三号イに掲げる小割り式一年魚はまち養殖業をいう。）、小割り式二年魚はまち養殖業（同号ロに掲げる小割り式二年魚はまち養殖業をいう。）及び小割り式三年魚はまち養殖業（同号ハに掲げる小割り式三年魚はまち養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式一年魚たい養殖業（令第十九条第四号イに掲げる小割り式一年魚たい養殖業をいう。）、小割り式二年魚たい養殖業（同号ロに掲げる小割り式二年魚たい養殖業をいう。）及び小割り式三年魚たい養殖業（同号ハに掲げる小割り式三年魚たい養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式さけ・ます養殖業（令第十九条第五号に掲げる小割り式さけ・ます養殖業をいう。）	肝臓障害、ビブリオ病、せつそう病、細菌性腎臓病
小割り式二年魚ふぐ養殖業（令第十九条第六号ロに掲げる小割り式二年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同号ハに掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）	白点病、トリコジナ症
小割り式一年魚かんぱち養殖業（令第十九条第七号イに掲げる小割り式一年魚かんぱち養殖業をいう。）、小割り式二年魚かんぱち養殖業（同号ロに掲げる小割り式二年魚かんぱち養殖業をいう。）及び小割り式三年魚かんぱち養殖業（同号ハに掲げる小割り式三年魚かんぱち養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
（削る）	（削る）
小割り式一年魚すずき養殖業（令第十九条第八号イに掲げる小割り式一年魚すずき養殖業をいう。）、小割り式二年魚すずき養殖業（同号ロに掲げる小割り式二年魚すずき養殖業をいう。）及び小割り式三年魚すずき養殖業（同号ハに掲げる小割り式三年魚すずき養殖業をいう。）	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症

び第四十一号に掲げる養殖業ごとに疾病による死亡の全部を、又は次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

養殖業の種類	疾病
小割り式一年魚はまち養殖業（令第十三条第四号に掲げる小割り式一年魚はまち養殖業をいう。）、小割り式二年魚はまち養殖業（同条第五号に掲げる小割り式二年魚はまち養殖業をいう。）及び小割り式三年魚はまち養殖業（同条第六号に掲げる小割り式三年魚はまち養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式一年魚たい養殖業（令第十三条第七号に掲げる小割り式一年魚たい養殖業をいう。）、小割り式二年魚たい養殖業（同条第八号に掲げる小割り式二年魚たい養殖業をいう。）及び小割り式三年魚たい養殖業（同条第九号に掲げる小割り式三年魚たい養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式さけ・ます養殖業（令第十三条第十号に掲げる小割り式さけ・ます養殖業をいう。）	肝臓障害、ビブリオ病、せつそう病、細菌性腎臓病
小割り式二年魚ふぐ養殖業（令第十三条第十二号に掲げる小割り式二年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同条第十三号に掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）	白点病、トリコジナ症
小割り式一年魚かんぱち養殖業（令第十三条第十四号に掲げる小割り式一年魚かんぱち養殖業をいう。）、小割り式二年魚かんぱち養殖業（同条第十五号に掲げる小割り式二年魚かんぱち養殖業をいう。）及び小割り式三年魚かんぱち養殖業（同条第十六号に掲げる小割り式三年魚かんぱち養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式ひらめ養殖業（令第十三条第十七号に掲げる小割り式ひらめ養殖業をいう。以下同じ。）	エドワジエラ症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、トリコジナ症
小割り式一年魚すずき養殖業（令第十三条第十八号に掲げる小割り式一年魚すずき養殖業をいう。）、小割り式二年魚すずき養殖業（同条第十九号に掲げる小割り式二年魚すずき養殖業をいう。）及び小割り式三年魚すずき養殖業（同条第二十号に掲げる小割り式三年魚すずき養殖業をいう。）	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症